

総務常任委員会

平成24年3月15日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○宮崎 和彦	中西 和夫
坂口 徹	飯高 昭二	木澤 正男
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	加藤 惠三
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	会 計 管 理 者	野崎 一也
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	教 委 総 務 課 長	西川 肇
生涯学習課長	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
同 係 長	平田 政彦		

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午後1時30分）

署名委員 坂口委員、飯高委員

委員長 こんにちは。それでは、全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けします。 小城町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、坂口委員、飯高委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第1号 斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。黒崎総務課長。

総務課長 それでは、議案第1号 斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 本議案の内容につきましては、前回の総務常任委員会で説明させていただきました内容と変更はございませんので、議案書の要旨をご覧いただきながら、ご説明させていただきます。議案書、最終ページの要旨をご覧ください。

第4次総合計画に掲げる「住民と行政による協働のまちづくり」を推進し、斑鳩らしい協働のあり方を審議するため、斑鳩町協働のまちづくり推

進委員会を設置するものであります。

「1. 主な制定内容」についてであります。委員数は、実効性のある審議及び円滑な運営を確保するため10名以内としております。委員の構成は、幅広い協働参画を求めるため、(1)「学識経験のあるもの」、(2)「公募によるもの」、(3)「その他町長が必要と認めるもの」としております。また、委員の任期は2年としております。

「2. 施行期日」についてであります。平成24年4月1日から施行するものであります。

なお、条例文の説明は省略させていただきます。

以上、議案第1号 斑鳩町協働のまちづくり推進委員会設置条例についてのご説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この協働のまちづくり推進委員会設置条例ということで、総合計画の趣旨に基づいて、今後こういうふうな形で進められるということで、特に別に異論があるというわけではないんですけども、今後どういうふうに進めていかれるのかということだけちょっと確認したいんですが。委員の任期は2年というふうにされてまして、総合計画でいうと、5年ごとに前期・後期という形で進捗については確認をされていると思うんですけども、このまちづくり推進委員会については今後どういったスケジュールで進んでいくのか、確認をさせていただきたいと思います。

総務課長 平成23年度から総務課のほうに協働のまちづくり推進係を設置して、いかるがらしい協働のあり方について調査・研究をしているところでございます。平成23年度では、町内の住民活動の把握や事例の研究、課題の整理と方向性の確立等、現在進めているところでございます。今後、24年度では、先導的なその参加と協働のとりくみの立ち上げとか、初期活動の支援、そして参加と協働のしくみづくり等、当委員会の支援とかですね、そういった形を行って、総務課としましても協働のまちづくり条例とか、

指針を策定のほうですね、してまいりたいというふうに考えております。

木澤委員　　そうすると、この委員の任期の2年でだいたいワンステップ進むという形で理解しておいたらいいですかね。

総務課長　　2年をスパンとして委員さんの方にですね、新しい委員さんも登用しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

木澤委員　　そしたら、だいたいその条例の制定と指針の決定について、2年ぐらいで固まるというふうに理解しておきたいと思います。せっかくね、こういうふうにまちづくりということで進めていただきますんで、ぜひ斑鳩らしい特徴のあるものにしていただきたいというふうをお願いしておきます。

委員長　　他に質疑ございませんか。　飯高委員。

飯高委員　　町長の施政方針とか、いろいろと聞かせていただきましたんですけども、ここに「斑鳩らしい協働のあり方」ということで、条例、指針によって委員さんがいろいろ議論されて進められていくんですけども、やはり、町としての基本的な考え方ですね、それをもう少し教えていただきたいと思っています。

委員長　　西本総務部長。

総務部長　　協働のまちづくり、これからいろいろと参加と協働のしくみについて事例調査も、また分析もしながら、このまちづくり条例やまちづくりの指針というものを策定してまいります。こういった中で、町の、斑鳩らしい協働のまちづくりのあり方というものを求めていきまして、そしてその推進委員会、この設置いたします推進委員会の中でいろいろご意見も賜りながら、斑鳩らしい協働のまちづくりのあり方について追求していく、このように思っております。

飯高委員 確かにそうで、そういう形でお願いしたいんですけども。この中で一番重点に置いていかなければならないというのは、やはり住民の方が行政に参加して、参加すると同時に、その住民の方の意見をどれだけやっぱり汲み取って、また、その提案とかいろいろありましたら、それを実効性のあるものにしていくということが協働のあり方の中においては、やはり基本的にも、それが一番重要かなと。他の面もありますけども。住民に視点を置いた斑鳩らしい協働のあり方、これが今後議論されていくと思うんですけども、そのへんを特にまたポイントを置いて進めていただきたいと、これ要望にしておきます。

委員長 他に質疑ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第2号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、議案第2号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、全庁的に関わるものを一括して改正するために整備をいたしております。そのため、今年2月の総務常任委員会、建設水道常任委員会、厚生常任委員会の各委員会におきまして、それぞれの委員会が所管されます条例等の改正についてご説明を申しあげております。

それでは、議案書の要旨をご覧いただきながら、ご説明させていただきます。議案書の最後から2枚目の要旨をご覧ください。

地域の自主性と自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限を市町村に移譲するとともに、地方公共団体に対する義務付けの見直しや条例制定権の拡大を行うため、関係法律を改正することを内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び平成23年法律第105号）」が今年度相次いで公布されました。これらの法改正に伴い、例規等の整備等が必要となるものについて、当該条例の整備を行うものであります。

1. 主な改正の概要についてであります。

はじめに、第1条関係、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について」であります。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」により、地方公共団体の国等への寄附金等の支出を原則禁止しておりました地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）附則第5条の規定が廃止されたことから、財産の譲与、無償貸付等の対象に「国」を加えるとともに、文言の整理を行うものであります。

次に、第2条関係、「斑鳩町立図書館条例の一部改正について」であります。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」により、図

書館法（昭和25年法律第118号）の一部が改正され、市町村は図書館協議会の委員の任命の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったことから、同委員の任命基準及び任期について規定の整備を行うものであります。なお、委員の任期につきましては、現在、斑鳩町立図書館運営協議会規程第2条に規定しておりますが、新たに条例に規定することから、併せて、当該運営規程の委員の任期に関する条項を削除する一部改正を行うこととしております。

次に、第3条関係、「斑鳩町し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」であります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の一部が改正され、市町村が一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の有すべき資格について、環境省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったことから、し尿処理施設における技術管理者の資格について規定の整備を行うものであります。

次に、第4条関係、「斑鳩町ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の一部が改正され、市町村が一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の有すべき資格について、環境省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったことから、ごみ処理施設における技術管理者の資格について規定の整備を行うとともに、文言の整理を行うものであります。

次に、第5条関係、「斑鳩町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について」であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、土地改良法（昭和24年法律第195号）の一部が改正され、土地改良法を引用する条項について規定の整備を行うものであります。

次に、第6条関係、「斑鳩町景観条例の一部改正について」であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、景観法（平成16年法律第531号）の一部が改正され、景観法を引用する条項について規定の整備を行うものであります。

次に、第7条関係、「斑鳩町町営住宅条例の一部改正について」であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部が改正され、市町村が公営住宅の整備基準について、国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定めることとなったことから、整備基準について規定の整備を行うものであります。また、入居者資格について、これまで公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）を引用してきた条項について、規定の整備を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、要旨にお示ししておりますとおりでありますが、まず、公営住宅等整備基準の追加であります。

1. として、健全な地域社会の形成、第3条の2関係でございます。2. として、良好な居住環境の確保、第3条の3関係でございます。3. として、費用の縮減への配慮、第3条の4関係でございます。4. として、位置の選定、第3条の5関係でございます。5. として、敷地の安全等、第3条の6関係でございます。6. として、住棟等の基準、第3条の7関係でございます。7. として、住宅の基準、第3条の8関係でございます。8. として、住戸の基準、第3条の9関係でございます。9. として、住戸内の各部、第3条の10関係でございます。10. として、共用部分、第3条の11関係でございます。11. として、附帯施設、第3条の12関係でございます。12. として、児童遊園、第3条の13関係でございます。13. として、集会所、第3条の14関係でございます。14. として、広場及び緑地、第3条の15関係でございます。15. として、通路、第3条の16関係でございます

以上、新たに追加いたします公営住宅等整備の基準でございます。

次に、同居親族要件の追加（第6条第1項関係）でございますが、入居

者資格であります同居親族要件として、身体障害者等で裁量世帯となるものの障害の程度を新たに追加するものであります。

次に、入居収入基準の追加（第6条第1項第2号関係）であります、入居の基準となる収入額等を規定するものであります。

以上、第7条、斑鳩町町営住宅条例の主な改正内容であります。

最後に、施行期日であります、平成24年4月1日から施行するものであります。

なお、条例文と新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてのご説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議賜り、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（3）議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。黒崎総務課長。

総務課長 それでは、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、前回の総務常任委員会で説明させていただきました内容と変更ございませんので、議案書の要旨をご覧いただきながら、ご説明させていただきます。議案書、最終ページの要旨をご覧ください。

斑鳩町協働のまちづくり推進委員会及び斑鳩町歴史まちづくり推進協議会を設置することに伴い、当委員会及び当協議会委員に支払う報酬及び費用弁償を定めるため、本条例において所要の改正を行うものであります。

「1 主な改正内容」についてであります。本条例別表に、「斑鳩町協働のまちづくり推進委員会」及び「斑鳩町歴史まちづくり推進協議会」の委員の報酬額等を加えるものであります。報酬金額、旅費の額につきましては要旨の表にお示ししているとおりでございます。

「2 施行期日」についてであります。平成24年4月1日から施行するものであります。

また、「斑鳩町協働のまちづくり推進委員会」につきましては、先ほど当協議会設置条例のところでご説明させていただいたとおりであります。 「斑鳩町歴史まちづくり推進協議会」につきましては、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく、斑鳩町歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行う機関として設置するものであり、先月の建設水道常任委員会へ担当課から報告さしあげているところであります。

なお、条例改正文と新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議賜り、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。
次に、(4) 議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。黒崎総務課長。

総務課長 それでは、議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。
まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 本議案の内容につきましては、前回の総務常任委員会で説明させていただきました内容と変更ございませんので、議案書の要旨をご覧いただきながら、ご説明させていただきます。議案書、最終ページの要旨をご覧ください。

はじめに、「1 改正理由及び改正内容」についてであります。特別職の職員で常勤の者の給料及び部課長職以上の給与の減額措置との均衡を考慮し、教育長について、当分の間、給料月額100分の3に相当する額を減じるものであります。

要旨の表をご覧ください。教育長の給料の改正前月額は570,000円、改正後給料月額は552,900円、比較マイナス17,100円、

引下率は3%であります。

なお、特別職の給料及び部課長の給与の現在の減額措置の状況についてご説明させていただきます。町長は給料月額8%、副町長は給料月額5%、部長級は、管理職手当で給料月額2%、課長級では、管理職手当で給料月額1%の減額措置を講じており、今回、町長・副町長及び部課長の給料等の減額措置との均衡を考慮し、教育長の給料についても、3%の減額措置を講じるものであります。

次に、「2 施行期日」についてであります。平成24年4月1日から施行するものであります。

なお、条例改正文と新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上、議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議賜り、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 今回、均衡を考慮しということで、下げるということで提案をされてきていますけれども、以前のように差が詰まりすぎているとか、また逆転するとかね、いうことがあるらしたら、まだ変更するという事についてわからないでもないんですけども、職員さんの給料ですね、下げることでこれまで提案がされてきてますけども、必ず下げなければいけないというものでもないというふうに思うんですけども。今回と町についてはその辺のところね、どういうふうにご考慮されるのかなと。特に公務員の賃金というのは、やっぱり社会的に大きな影響を及ぼしますのでね、こういうふうにご下げる事についてはいかがなものかなというふうにご考えるんですけども。

委員長 西本総務部長。

総務部長 前回の委員会でも申しあげましたが、平成19年の時に町長、また副町長、それから部長級の管理職手当、また課長級の管理職手当の見直しを行っております。その時に教育長だけ行わなかったという経緯はさきほど質問者もおっしゃいましたように、上席の部長級と教育長との、その減額をした場合の間差が縮まると。その時には上席の部長と教育長の給与差が5万円程度ございました。そこで教育長の給与を減額3%しようという案がございましたけども、そういたしますと、3万円ぐらいまでに間差が縮まってしまうと、そして手当関係とか考えてみますと、逆転することはないんですけども、さらに接近したりする場合もございますので、その平成19年のときの改正で教育長の減額は見合わせた経緯がございます。ただ、今回になりまして、教育長の給与と今の上席の部長との給与差が通常7万円程度ございます、で、教育長の3%減額いたしましても5万円程度の差は出てくるという中で、今回、先ほど課長が申しましたように、それぞれ特別職の上席の管理職の給与差を考えまして、減額措置を行うものとしたものでございます。なお、上席の部長と教育長の差が開いたという理由でございまして、これは人事院勧告が平成19年以降も行われてまいりまして、特に上席の高齢者の職員の給与というものの、昇給の上がりが低く抑えられてきております。そういった中で教育長と上席の部長との給与差も開いたというふうに考えておりまして、今回バランスを考えまして教育長の給与3%減額に踏みきったわけでございます。以上でございます。

木澤委員 そうして人件費の抑制というのがどんどんこの間進んでおりまして、やっぱり公務員の賃金下がると、民間のほうの給与も下がっているということですね、悪い連鎖も生んでいるなというふうに思っているんです。まあ今回提出されてきたことで、特に反対まではしないですけども、やっぱり今後ですね、公務員の給与については社会的に影響が大きいということも十分に考慮していただいて、また今後対応していただきたいと思いますというふうに要望だけしておきます。

委員長 他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員 今回こういう形で減額措置ということで、ちょっと確認の意味で、例えばこの生駒郡の4町について、こういう形の動きがあるかどうか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

総務部長 斑鳩町の場合は、町長が8%、副町長が5%の減額をしてきております。で、平群町につきまして、町長、副町長、教育長の減額をしております。率につきましては町長が40%マイナス、副町長が35%マイナス、教育長は25%減額という状況でございます。あと、まあ4町ではそういう状況でございます。

飯高委員 結構です。

委員長 結構ですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第5号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、議案第5号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

税務課長

本議案につきましては、前回の委員会で説明させていただきました内容
と相違はございません。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていた
だき、末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますと思いますので、
ご理解いただきますようお願いいたします。

今回の町税条例の一部改正については、「経済社会の構造の変化に対応
した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定
措置法の一部を改正する法律」及び「東日本大震災からの復興に関し地方
公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の
臨時特例に関する法律」が、昨年12月2日に施行されたことから、本条
例において、所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容についてであります。大きく3点ございます。

1点目といたしましては、(1)の「①たばこ税の税率の改正」であり
ます。これは、昨年2月の当委員会において説明をさせていただきました
、平成23年度税制改正大綱に挙げられていたもので、「経済社会構造
の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法
律」が昨年12月2日に施行されたことに伴い、国の法人税率の引き下げ
及び課税ベースの拡大が、本年4月1日開始の事業年度から適用されるこ
ととなり、この影響によりまして、地方においては、都道府県では法人事
業税が増収、市町村では法人町民税が減収となりますことから、この増減
収の調整をたばこ税の税源移譲により行うものであります。

具体的には、旧3級品以外の製造たばこでは、道府県たばこ税から市町
村たばこ税へ1,000本につき644円の税源移譲を行い、市町村たば
こ税の税率は1,000本につき4,618円から5,262円となります。

また、旧3級品の製造たばこでは、1,000本につき305円の税源
移譲を行い、市町村たばこ税の税率は、1,000本につき2,190円
から2,495円となります。

本改正に伴います町税への影響は、平成22年度の決算ベースで試算し

ますと、たばこ税で約2,100万円の増、法人町民税で約300万円の減、全体で約1,800万円の増収となります。

施行日は、平成25年4月1日からとなります。

次に、要旨の裏面をご覧くださいませでしょうか。「② 退職所得に係る個人町民税の10%税額控除の廃止」であります。こちらについても、平成23年度税制改正大綱に挙げられていたものであります。

内容としては、昭和42年に退職所得に係る個人町民税の課税が、翌年度課税から現年度課税に変更された結果、従来よりも1年間早く徴収されることにより、税額相当に係る運用益が失われますことから、当面の間の措置として、税額から10%を控除していましたが、「当面の間として導入されてから約40年以上も経過していること。」、「最近の預金金利が、長期間、ほぼゼロ金利であること。」等の理由から、特例措置が廃止されるものであります。本改正に伴う町税への影響につきましては、平成22年度の決算ベースで試算すると約200万円の増収となります。

施行日は、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当からとなります。

次に、(2)の「①個人町民税に係る均等割の税率の引き上げ」でございます。これは、東日本大震災からの復興を図ることを目的に定められた、東日本大震災復興基本法に基づき、全国の地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人町民税の均等割の標準税率が、年額3,000円から3,500円に、500円引き上げられましたことから、本条例においても、同様に改正を行うものであります。

本改正に伴う町税への影響は、本年度の課税状況調べから試算すると、年間で約630万円、10年間ですと約6,300万円の増収となります。

施行日は、公布の日とし、平成26年度からの適用となります。

次に、「(3) その他、法令の改正による条文整理等、所要の改正を行うこと」についてであります。

これは、地方税法の改正により、本条例に引用しています項番号の繰り上げ等、条文の整理を行うものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第5号、斑鳩町町税条例の一部を改

正する条例につきましたのでの説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願ひもうしあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回、たばこ税とあと退職所得にかかるものと、個人町民税にかかるものということで、3つ改正できているんですけども、2点目の退職所得にかかる分についてですね、金額について200万増収というふうにおっしゃっていただいたんですけども、これ人数についても、以前に報告いただいたと思うんですが、再度何人ぐらい影響があるのか、確認をさせていただきたいと思います。

税務課長 平成22年度の実績で申しあげておりますけども、当時で78名の方が対象となっております。

木澤委員 それとその3点目ですね、個人住民税にかかる分で、これ東日本大震災からの復興に関するものだというふうにしたときにですね、東北の被災3県のほうに関わることかなと思ったら、どうもそうじゃないということなんですけども、これは具体的にどういうことなんですか。

税務課長 今回のそれぞれの地方公共団体の財源の確保ということで、今回の東日本大震災の教訓を踏まえまして、それぞれの地方公共団体がまた防災対策事業に取り組まれるということも見込みまして、そういった財源についてもそれぞれの県、市町村で財源を確保してもらおうという趣旨から今回の引き上げとなっております。

木澤委員 確かにあの震災を受けてですね、今後地域の防災を強化していくということについては必要なことだというふうには思うんですけども、それを国のほうが法律を変えて、地方の住民に増税までして、果たしてされるべきものなのかなと、すごい疑問に思うんです。本来そういった地方のこと

というのはね、やはり財源をどうするかということも含めて、地方が決めていくべきものなのかなというふうに思うんですけれども。こうして国が法改正をされてきてしまうと、町としてはそれに基づいてやらなければいけないという難しさがあると思うんですけれども。そこを、国が地方の裁量を侵しているなというふうに考えるんですけれども、この点、ちょっと町長どういうふうに考えておられるか、お尋ねしておきたいと思います。

委員長

小城町長。

町長

いずれにしても、やっぱり、国としても、市町村の関係等についても、やっぱりこれだけの未曾有の東日本震災起こった、あるいはまた9月に台風12号で奈良県、あるいは三重県、和歌山県といろいろな被害が起こった。やはり死亡者等、あるいは行方不明者等を考えますと、やはり日本のこの平成23年の事件というのは大きな将来に禍根を残してはならないという、やっぱり市町村の協力、あるいはそういうものは当然必要やと、そのためにも義援金とか、いろいろ皆さん方集めていただいてですね、やっぱり東北の震災にあっては、奈良県あるいはそういうものに努力をいただいている、そういうことで絆という言葉が出てきますようにですね、やっぱりそういうことを、やっぱり痛みを皆さん方が協力していくという中で、私はやっぱり国としてもやむを得ない状況の、やっぱりひとつの税収を確保しようと、それ以上にいろいろな問題等があります。がれきの問題とかいろんなことが出てます。奈良県も受けてくれという、やっぱり今総理大臣からそういう要望があっても、知事がどういう判定を、市町村にまたどう求めていくのか、いろんな点もあると思いますけれども、やっぱり助けていくところはやっぱり助けていく、お互いに日本の国土の中で、どうしてもこういうひとつの、想像もしてなかったことございますから、やはり1日も早い復旧、復興を考えるならば、少しでもそういう協力をしていくことが一番大事だと、そのためにも今、国がそういう法律が作られたということございますから、われわれとしては協力をしていかなければいけないということございます。

木澤委員 すいません。もう1点、ちょっと確認したいんですけども、これ斑鳩町でもこういうふうに町税条例改正で均等割に500円上乗せするという形になりましたけども、これ東北の3県のほうでも同じようにやっぱり均等割に上乗せという形になるんでしょうか。

税務課長 具体的にはこちらのほうで把握しておりませんが、当然そういったことで、均等に引き上げをされるというふうに考えております。

木澤委員 それとですね、まあ今回こうして均等割りに上乗せされると、そして先ほどの課長の説明ですと、斑鳩町で言うと、だいたい年間630万円ぐらい増収になるということですけども、その増収になった分ですと、今後、斑鳩町として防災の施策強化に取り組むというふうに書かれてますけど、具体的にどういったことを考えておられるんでしょうか。

総務部長 これから当面はこの630万、10年間で6,300万という財源がくるわけですが、これにつきましては当面は地域防災計画の策定もございまして、それから備蓄品の関係、平成24年でしたら衛星電話、それから発電機等の購入等もございまして、また食料品の関係の備蓄がまだ基準に達しておりませんので、毎年備蓄品の増と、それから賞味期限がきた分についての足し増し、そういったことに費用がかかってまいります。そういった形で防災面の強化に充てていきたいと、このように考えております。

木澤委員 今回増税がね、提案されてきてますけど、具体的な使い方というんですか、については示されてないんで、やっぱり住民の理解を得るためにですね、この施行が26年度からというふうになってますんで、そうした点についてもきちっとまた示していただきたいなというふうに要望しておきたいと思います。

委員長 他に、質疑ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

議案第5号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の方の意見を求めます。

木澤委員

木澤委員

それでは、議案第5号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申しあげます。

まずですね、今回示される内容の中で、特に住民負担増となる点が2点ありますが、1点目については、退職所得にかかる個人町民税の10%税額控除の廃止によって、平成22年度の実績からみて、78人に対して全体で200万円程度の負担増となります。また、個人町民税にかかる均等割の税率引き上げによって、平成26年度から平成35年度までの10年間で、個人町民税の均等割の税率が年額500円引上げられ、全体では年間630万円、10年間で6,300万円程度の増税となります。今の厳しい情勢のもとですね、こうした町民増税が行われることについては、私としてもやはり認めるわけにはいかないというふうに考えます。特に今回ですね、東日本大震災の復興ということをいっていますが、お聞きをしますと、東北の3県のほうでもこうして住民税の均等割に上乘せがされるということになりますと、あの東日本大震災でですね、被災者の皆さんは着の身着のまま逃げ出された方もおられ、その後生活していくのがままならないという中での増税を行うということについては、やはり国のやり方として間違っているのではないかというふうに考えます。そして、こうして全国的に増税を行って、被災地復興に使うということならばいざ知らず、この地方でですね、防災を強化するということについて、その財源に充てるということですが、本来、東日本大震災を受けて、防災のほうを強化していくということについては必要なことだというふうに考えますが、それはやはり地方が考え、財源も含めて地方が検討していくべきだというふうに考え、増税まで国が勝手に決めて押し付けてくるというのは、今の地方

分権の流れに逆行するのではないかというふうに考えます。

そうした点については国のやり方に対し、町からも声を上げていただきたいというふうに思います。また、こうした国が法律を変えてくると、町のほうとしては従わざるを得ないという立場ではありますが、今回増税は提案されてきてますが、今後、具体的にその税収によって、町としてどういった計画を実施していくのか、その点について明確にされていませんので、今後、住民の皆さんの理解を得られるように、その計画についても明確にしていっていただき、期限、執行、施行日が平成26年度ということになっていますので、それまでまだ時間がありますので、きちっとしたものを住民に示していただきたいということを併せて申しあげまして、私の反対意見とさせていただきます。

委員長

次に、本案を可決することに賛成の方の意見を求めます。

宮崎委員。

宮崎委員

それでは、議案第5号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

今回の条例改正は、地方税に係る国の関係法律が、昨年12月に施行されたことによるもので、退職所得に係る個人町民税の10%税額控除廃止については、退職所得が翌年度課税から現年度課税に変更するにあたって、納税者の負担の軽減を図ることから、当時の金利状況等を踏まえ、経過措置的に導入されたものであり、最近の低い金利状況等を踏まえると、10%税額控除の役割は終えており、特例の廃止は妥当なものであると考えます。

次に、個人町民税に係る均等割の税率の引き上げについては、東日本大震災の発生を受け、地域の住民が将来にわたり、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるための施策の推進を図ることが、地方公共団体の責務として定められ、斑鳩町では平成24年度予算案において、地域防災計画の見直し、避難所施設の充実、災害物資の備蓄、学校校舎の耐震補強など、様々な防災対策に係る事業が計画されており、また、今後においても、継続的な取り組みが求められているようです。

以上のことから、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について賛成するものであります。

委員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

委員長 これをもって討論を終結いたします。本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手する者あり)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第5号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に(6)議案第6号 斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 付託議案(6)議案第6号、斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例についてでございますが、まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

生涯学習課長 この条例の廃止につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました内容と変更がございませんので、議案書の最後のページの改正の要旨の朗読をもって、ご説明とさせていただきますので、最後のページの要旨をご覧くださいと思います。

(要旨朗読)

生涯学習課長 以上で議案第6号 斑鳩町立青少年野外活動センター設置条例を廃止する条例についての、ご説明とさせていただきます。なにとぞ温かいご審議

を賜りまして原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 今回、野外活動センターを廃止されるということについては、何度も崩落が起きている危険な場所だということで、あの場所での廃止というのはやむを得ないというふうに思うんですけども、これまで何回か申しあげてきましたけども、ぜひ他の場所でね、またこういった野外活動ができるようなスペースを考えていってほしいなというふうに思うんです。今回要綱で、町外の施設を利用する際の交通費の補助ということで、新たに設置をしていただけてますけれども、やっぱりね、町内、特に身近なところで野外学習ができるということも必要だと思います。そういった意味ではですね、今、衛生処理場の跡地の利用について、今後検討されていくというふうに思うんですけども。そうしたスペースを有効に活用できないかなというふうに思っています。必ずその宿泊できるような施設がないといけないとか、そういうことでもないと思いますし、いろいろやっぱり子どもさんのいるご家庭から話を聞きますと、子どもたちがのびのび遊べるスペースがほしいと、親子の交流とか、異年齢同士の子どもの交流ですね、そういうことができるスペースがやっぱり少ないというふうにおっしゃるんです。また都市計画法から見ても、公園のスペースもね、その基準がクリアできていないという問題もありますんで、すぐには結論は出るかどうかわかりませんが、今後そうした跡地の活用についてもぜひ検討していただきたいというふうに思います。要望しておきます。

委員長 回答はいりませんか。

木澤委員 はい、いいです。

委員長 他に質疑ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第6号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7) 議案第9号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。黒崎総務課長。

総務課長

それでは、議案第9号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の要旨をご覧いただきながら、ご説明させていただきます。議案書の最後のページの要旨をご覧ください。

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、改正前の障害者自立支援法を引用している条項について、所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容につきましては、本条例第9条の2第1項第2号中、障害者自立支援法の引用条項である「第5条第13項」を「第5条第12項」に改めるものであります。

また、2. 施行期日につきましては、平成24年4月1日から施行するものであります。

なお、条例改正文と新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上で、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議賜り、原案どおりご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第9号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

前回の委員会にて、ご報告いたしました冬季企画展「太子ゆかりの法輪寺の謎にせまる－法輪寺出土品展－」につきましては、2月23日(木)より今月27日(火)までを会期として、現在、開催しているところであります。3月13日までの入館者数は521人となっております。

次に、小田原市との交流展「飛鳥時代の斑鳩と小田原」につきましては、2月25日(土)に、小田原市郷土文化館にてオープニングセレモニーが行われ、今月25日(日)までの約1ヶ月間を会期として開催しております。また、翌日の2月26日(日)には、当町文化財担当職員による「飛

鳥時代の斑鳩の様相―法隆寺食封が結ぶ小田原との絆―と題した講演会が開催されました。なお、3月11日（日）までの入館者数は2,202人ということであり、1日あたりでは約138人となっております。これは小田原市郷土文化館が小田原城址公園の中にあることから、小田原市民の方やそして小田原市を訪れられる観光客の方にも入館いただいているところであり、小田原市の皆さんをはじめ、観光客の方にも広く斑鳩の文化を発信させていただいているものと考えております。

次に、町指定文化財候補の調査といたしまして、3月8日（木）より法隆寺西1丁目に所在する春日古墳の墳丘の測量調査を行っております。

今回の調査では、墳丘の残存状況を精密に測量することが目的であり、市街地にある当墳の今後の保存対策の基礎資料としてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての、報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 1点ちょっと、中宮寺跡の整備のことについてなんですけども、今、地元のほうの声も聞いていただきながら、今度委員会で検討されていくと思うんですが、これまで示していただいていた計画ではですね、休憩できる公園のスペースも確保されているというふうに思うんですが、先ほどの話じゃないですけども、近所の方からもね、やっぱり子どもたちが遊べるような広さを取れないかなということをおっしゃっているんです。どれぐらいのスペース、一定、図面では出していただけてますけども、今の段階でどれぐらいの広さを考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけど。

生涯学習課長 今まあ、前回の委員会でもご説明させていただきましたように、ゾーン別に分けて整備するというのを、整備検討委員会においてご指導賜っているところがございます。その中で、緑地広場整備地区も入れたらどうか

ということで、それにつきましては、子どもたちも遊べるような利用を考えていきたいと思っております。そしてまた地元とか学校等の関係者の方、いろいろな方、今その意見を聴取する方の、どういう方にするのかということを考えて今調整しておりますけども、そういう学校関係の方にも入っていただいて、というようなことで、調整してまいりたいと考えております。広さにつきましてはまだ未定でございます。

木澤委員 学校のほうの声も聞いていただいているというふうに聞いたんで、少し安心したんですけども。これまで子ども模擬議会の中で、そういった要望が出されておりましたし、今後進めて行く中で、史跡整備ということの中での緑地の確保ということになると制限もあるかというふうに思うんですけども、できる限るそうした要望に応えていただけるように検討していただきたいというふうをお願いしておきます。

委員長 他に質疑ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) (仮称) 地域交流館について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 お配りいたしております資料1により、ご説明をさしあげたいと考えておりますが、はじめに、平成23年度における取り組みについて、ご報告させていただきます。

(仮称) 地域交流館につきましては、平成23年度において、不動産鑑定業務、公共嘱託登記業務、設計業務等を行っております。

事業用地につきましては、地元及び地権者等と協議を重ね、昨年11月に概ね協議が整いました。

また、土地収用法の事業認定を受ける必要がありますので、県と事前協議を重ね、平成24年1月31日に土地収用法の事業認定申請を行い、3月9日に事業認定をいただいたところであり、収用事業として認められたところでもあります。

また、用地の確保を行いつつ、並行して建物の設計にも取りかかり、平成23年12月に設計業務に係る入札を行い、(有)三都設計に業務を委託しております。

次に、平成24年度の予定といたしましては、社会資本整備総合交付金を活用し、地域交流館整備にかかる発掘や用地買収、建設工事を行いたいと考えております。なお、建設工事につきましては、造成を含む本体及び附帯工事費として1億円、その他耐震性防火水槽60t級として9百万円を計上しており、平成24年度末の完成に向け、事務を進めているところでもあります。

それでは、資料1の1枚目(仮称)地域交流館建設概要をご覧ください。

1. 事業概要についてであります、「建設場所」は、斑鳩町法隆寺東1丁目574-1であります。なお、資料の2枚目に建設場所の位置図を入れております。はじめのページに戻っていただきまして、敷地面積は766.63㎡、建物の構造・規模は、鉄骨造2階建、屋根は日本瓦葺、建築面積は273.01㎡、延床面積は377.55㎡、1階263.60㎡、2階113.95㎡であります。工期は、平成24年6月下旬から、平成25年3月までを予定しております。

また、用地費は4,220万円、工事費は1億900万円を予算計上させていただいております。

次に、2. 施設内容についてであります、「1階」には多目的室A・B、収納庫、玄関、ホール、便所、給湯室、「2階」には、和室、多目的室C、便所、給湯室、「屋外」には、耐震性防火水槽、駐車場、駐輪場、緑地を設置いたします。

資料の3枚目は、配置図、南立面図、断面図、資料の4枚目は1階平面図、資料5枚目、最終ページには2階平面図、屋根伏図をつけております。

資料の4枚目の1階平面図をご覧ください。建物1階の多目的室A・Bは計56.6帖で、半分に間仕切りできるようにスライディングウォール

を設置しております。また、災害時においては避難所として利用することから、収納庫には災害備蓄品を収納してまいたいと考えております。

次に、資料5枚目最終ページの2階平面図をご覧ください。2階の和室18帖と多目的室C12帖は、「戸ふすま」で仕切る構造となっております。

また、トイレや給湯室を各階に配置するとともに、玄関入り口にはスロープ等を設置し、利用者に配慮した設計とするなど、地元と十分協議を行って設計いたしております。

なお、細かい仕様や緑地など、今後関係機関と協議等を行う中で、多少変更が生じる場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

今後、社会資本整備総合交付金の交付決定後に事業に着手し、本年5月末までに建設業務の入札を行い、本年6月議会で工事請負契約の議決をいただき平成24年度中の完成を目指して取り組んでまいります。

以上、（仮称）地域交流館についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 今回建築をするにあたって、もう地元との協議も今でも進めていただいているんですかね、と思うんですけども、今の課長の話でしたら、今後また変更もあり得ますよということで、さらに地元との協議が進められていくのかなと思うんですけども、今の段階ですと、地元のほうから出ている要望というのは、どういうものがあるのか聞かせていただけますか。

総務課長 建物の関係でございますが、1階のほうに多目的ホールを設置することとか、あと1階の個室については、スライディングウォール等で部屋を区切れるような、そういったことについて要望がございます。

委員長 西本総務部長。

総務部長 この建物につきましては、ほとんど地元のご要望を踏まえて作成をいたしております。あえて今の段階では、そういった変更等はございません。

木澤委員 中味のことについてもそうなんですけども、ここにつくることによっていろいろ車の出入りなんかもあるでしょうし、注意してほしい点とか、そういうこと含めてちょっと聞きしたかったんですけど。

総務部長 それらも聞いた中で、この配置図を作成いたしております。

木澤委員 それも含めてつくっていただいたということは、それはそれでいいんですけども、どういう声があったのかなというのをね、ちょっと聞きたかったんです。

総務部長 具体的には玄関周りの昇り方とか、あと通路関係ですね、奥に収納庫がございますので、その通路関係の道路幅とか、そういったものと、あと南側に駐輪場を備え付けますけども、そちらの植え込みの関係とか、安全面を考慮されてご意見をいただいたところであります。そういった中で、地元のご要望を聞かせていただいて、この3回目のレイアウト等を勘案して作成いたしました。

木澤委員 わかりました。あと今後の管理の体制のことなんですけども、基本的に消防コミュニティセンターと同じような体制で地元で管理をしていただくという形になるかなと思うんですけども、その辺の地元との話というのはどういうふうになっているんでしょうか。

総務部長 地元のほうにも、消防コミュニティセンターと同じような管理の方法でお願いをしたいということは伝えております。また、これから建ってまいりますと、その中で協議をしていきたいと、このように思います。

木澤委員 これからまた地元の方でもどういう形で管理をしていく体制をつくっていくのかということで話をしていられるかなというふうに思うんですけど。

今、消防コミュニティセンターのほうを管理していただいている中でも、いろいろとやっぱり利用者の方と大きなトラブルまでは発生してないですけども、やはりちょっと行き違いがあったりとか、いうことなんかがありまして、その辺についても心配されることですので、町のほうとしては、これまでも委員会の中でね、きちっとした基準でもって管理をしていくということを要望されていたというふうに思うんですが、今後についても町はこの辺についてはきちっと管理をしていっていただきたい、建物の管理じゃないですよ、その基準についてね、きちっとした考え方でもって、進めていっていただきたいなというふうに思いますので、お願いしておきます。

委員長 小町町長。

町長 今、木澤委員がおっしゃるように、消防コミュニティセンターの関係等については、私は非常に皆さん方うまく活用されていると思っております。ただ木澤委員のおっしゃるように、駐車場の関係とか、そういう点については誰かが配置をしていただいていますね、やっぱり万が一が起こってはならない火事があった場合はやっぱり出動しますから、やっぱりその辺だけのことをですね、そりゃあ皆さん方にとっては、車置いたらええやないかと、こうなりますけども、その管理だけは十分していただかんと、やっぱり問題がまた発生してくる、万が一、もし起こってはならないことが起こった場合について、やっぱりそういうことになりますので、私はやっぱりコミュニティセンターの活用度、利用度からみて、地元の方々は、私はうまくいっていると思います。

木澤委員 町長のほうで、駐車場の関係でいろいろと心配もしていただいているということで、利用については私も消防コミュニティセンターというのは非常に住民の皆さんたくさん利用していただいているので、今でもその申し込みがあふれてしまう日があるくらいですんで、新しくできる地域交流館のほうについても多数の利用が見込まれると思いますんで、特に鍵の管理とか、そのへんについても、なかなかね、難しい点もあるかなというふうに思い

ますんで、そういうことについても町のほうで、きちっとした基準を持っていただいて、運営をしていっていただきたいと思いますんで、お願いしておきます。

委員長 他に質疑ございませんか。 飯高委員。

飯高委員 今、初めて図面を見させていただきまして、細々と見ていかなければならない点があると思うんですけども、障がい者の方、また高齢者の方に対して、どの程度そういった配慮がされているのかということについて、協議の中にもいろいろとあるのかなと思うんですけども、そういう点について若干お聞きしたいと思います。

総務課長 1階の多目的トイレでございますが、こういったところにも、障がい者用の設備をつけていくといったこと、そしてまた玄関周りにスロープ、車いすが通れるような幅広く通路を設けるようなこと、これも地元と協議をする中で設置をしてきているところでございます。

飯高委員 それとですね、先ほど言われましたように、避難所としての指定されていくということで、今後、災害の機能の充実というんですか、ある程度の災害の備えというのが必要になってきますんで、その点について、どの程度されておられるのか、お伺いしたいと思います。

総務部長 図面を見ていただいたらわかりますように、収納庫がございます。ここは備蓄品等を入れる予定をしております。また、資機材等もゆくゆくは入れていきたいと、このように思っております。また備蓄食料の関係、毛布とか、それから照明器具とかそういったものも入れていき、避難所としての整備を行ってまいりたいと、このように考えております。

飯高委員 ということでよろしく願いいたします。

委員長 午後3時5分まで休憩いたします。

(午後 2 時 5 0 分 休憩)

(午後 3 時 5 分 再開)

委員長

再開いたします。

質疑をお受けいたします。 宮崎委員。

宮崎委員

ちょっと図面のほうがまだ途中なんかなとちょっと思うんですけど。ちょっと2, 3、気になったんで。これ地盤のほうの調査されているのかどうか、杭とかその辺がいらぬのかどうかというのと、あとこれ図面見させてらったら、道路がプラスマイナスゼロになっておるんですけども、こっちの平面図とかいろいろ見せてもらって、高さの設定がばらばらなんで、ちょっとこれのほうも担当のほうでまた設計事務所と確認していただけたらなと思います。あと廊下なんですけど、手摺りが表示がないんで、手摺りが必要ないのかどうか。あとは、玄関の断面図では一応、門扉、引き戸が書いておるんですけど、これ多分、玄関のポーチのところだと思うんですけども、ここに表示がないんで、ここに付けるのか、ただこれバリカーって書いてあるんでね、バリカーで全部これ賄うのか、ちょっとその辺が2、3わからなかったんで教えていただけますか。

総務課長

1階部分の廊下の手摺りについては、つけておらない状況になっております。地元と協議をいたしまして、検討していきたいというふうに考えます。で、入り口のバリカーにつきましては、もともと協議する中では、このように、バリカーということで決定もいたしましたが、ご意見をちょうだいする中で、再度、地元にも申しあげまして調整のほうしていきたいというふうに考えております。

宮崎委員

今ちょっと、課長、勘違いしてはんのかわかりませんが、図面で、断面図のやつなんですけど、ここに車の絵と右の上の断面図のところに「門引き扉」って書いてあるんですが、これをつけるのか、それともこっちの次のページの図面見たら全部バリカーになつとるから、これ二重にされる

のか、それとももう、どちらか片方だけでされるのか、それちょっと、私聞いてたんで、あと、地盤のほうがどれくらい軟らかいのかだけ聞きたいんで、建築費用に、もし杭なんか入ってきたら、かなり莫大なお金になってくるんで、その辺がちょっと建築平米数とやっていったらかなりのお金になるんで、その辺がちょっと地盤調査されて設計のほうに入っているのかだけ、ちょっとお聞きしたいんです。

総務部長　　まず地盤調査のほうはさせていただいております。それとバリカーのほうなんですけども、断面図は、門扉では平面図ではバリカーと書いてますけれども、今のところ、地元と協議をさせていただいております。バリカーがいいのか、門扉扉がいいのか、地元と協議をさせていただいているということで、両方お話があった中で、業者にはこういう形でちょっと残ってしまったんですけども、まだ結論出ておりませんので、今後また協議したいと思います。

宮崎委員　　もうひとつ、これも一緒ですよ、図面も。こっちの今言うてた高さ、高さの設定、平面図でばらばらになっておるのは、まだこれは設計の段階で、片方見たらプラス150になっておるし、マイナス150になっったり、外と中がばらばらになっているから。はじめの配置図見せてもらったら、浄化槽の絵がマイナス150になっておるんですけど、平面図のほう見たら、プラス150になっているから、ちょっとその辺がちょっと、高さの設定がばらばらやから、これは設計段階やから、またこれは修正していただいたら、担当のほうで見ていただいたら、細かいところまでは、もう担当のほうで見ていただいたらいいと思います。

委員長　　よろしいですか。他に質疑ございませんか。　　嶋田議長。

嶋田議長　　これ、22年の12月の委員会です、私のほうから、だいたい消防のコミセンぐらいの大きさだというふうな説明を受けまして、そこで、基本的には何平米以下と、そういうふうなことも一応考えといていただければいいんじゃないかなと、そういうふうなことを申しあげておりましたが、

そういうふうなことは、何も決めておられなかったわけなんですか。

総務部長 このご意見につきましては、一応、当初、地域交流館を建てる中で、土地と建物で1億5千万円までという基準と、あと消防コミュニティセンターの大きさを基準としまして、それより、その地域性とかございますので、約1.5倍ぐらいまでの大きさで見ていこうと、このように内部では考えて、そして地元と協議をさせていただいております。だから、大きさがかなり大きいとかございましたら、やはり難しいございますし、あと建ぺい率の問題もございますので、1億5千万、そして消防コミュニティセンターの約1.5倍までの大きさということで、今回は内々では基準を設けさせていただいておりますけれども、表立って書類とかには書いていないので、申し訳なく思いますけれども、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 この説明の時にね、だいたい消防コミュニティセンターぐらいの規模を考えているというふうに報告いただいているわけですよ。それから1.5倍に、1.5倍になったら、1.5倍になってもええけれども、僕は文書でもって、そういうふうなことを決めてくれと、言うてるわけですよ。ほんなら、今になったら2倍考えてますね、3倍考えてますねと、言おうと思ったら、勝手に言えませ。そんなもん、基本的に1からやり直してもらわなしゃあないやんか、こっち言ってること全然聞いてもうてないねんもん。

総務部長 先ほども申しましたように、地域性等ございますし、やはり地元の使い方というものをやっぱり優先させていきたい、あとあと、使っていただくのは地元の住民の方というなかで、こういう大きさになったことはご理解いただきたいと思います。まあ、基準といたしまして、先ほど申しましたようなことを今後も、また建てていく場合には守っていききたいと、今も申しましたことにつきましては議事録も残っていきますことですので、今後そういった基準のなかで地域交流館を進めていききたいと、このように思っております。以上です。

議長 何も今初めて言うたんと違うやん、この時にも議事録残っていますやないか。

委員長 今、議長のほうから、そういうような、前の総務委員会で、コミュニティセンターを基準としてと私たちは聞いておりました。そして、ちょっと今日見せていただくと、スペース、大きさがコミュニティセンターと同じというにはちょっと大きい、こういうような意見が今おっしゃられています。それについて、ちょっと答弁願えますか。 池田副町長。

副町長 確かに、だいたい消防コミセンぐらいの大きさと、そうですね、概ねコミュニティセンターを基準に考えていきたいと、そうした中で、例えば、1階を大広間56畳となっております。当然、地域の、例えば、もう今、高齢者の方も、地域コミュニティセンターも、子どもさんも、使われるようになったときに、当然、2階の部屋もいりますよと。で、消防コミセンの場合は、もう当然知っておられるように、消防の車庫がございます。そして2階は消防団の、入られる方の休憩所、待合所となっております。

こっちは場合は56畳を基本にして、あと2階、子どもとか、お年寄りとか、当然小さいグループもございますので、その方のご利用をいただくということで、約1.5倍となっております。あと、トイレ、湯沸かし室も当然大きくなっております。その面考えて。それとあと、廊下等につきましても、やはり障がい者の方の使いやすいようにということで、当然、奈良県の住みよい条例がございますので、それに基づいたもので、全てについて大きくなっていくということでございます。

ただ、今、西本部長が申しあげましたように、全体として、ひとつで1億5千万前後、そして全体計画として4つで6億、これにつきましては、当然、町の財政推計でも4つで6億、これに基づいて、町の予算委員会に資料として提出させていただいた財政推計でも6億でさせていただいておりますので、やはり、それは守っていきたいと考えております。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後 3時18分 休憩)

(午後 3時25分 再開)

委員長

再開させていただきます。

今、委員の皆さんの話、総務委員会のまとめとして、できるだけ途中段階でも総務委員会のほうに報告していただきたいということと、一応、基準として金額が守られているということで、その地域地域の特性を生かして、住民の声を聞いて努めていってほしいと、こういうふうなことで、今後ともよろしくお願いいたします。

他に、何かございますか。 嶋田議長。

議長

これ倉庫だいたい60平米ほどになってますけど、この災害備蓄品、資機材、それを置くためだけの倉庫なんですか。

総務部長

町の備蓄品等置く、それから、地元でなにか建物の中に入らないもの等を置いてもらうようには思っておりますけれども、基本は町の物を入れたい、このように思っております。

議長

建物の、地元の、建物の中に入らない物を入れるって、どういうことなんでしょうか。

総務部長

使い勝手いいように、地元の方もご利用いただけたらと、このように思っておりますので、何か備品関係とか、そういったものを入れられる場合もあろうかと思っております。それは入れてもらってもいいのかなと、スペースが空いておればということで考えております。

議長

そのことに関しても、その22年のときにお尋ねしてますよ。そうしたら、そういうふうなのは、地元の自治会で収納してもらう、なおしてもらう、建物がなかったら建ててもらおうとか、そういうふうな答弁でしてんよ。せやから基本は全然作ってないわけでしょ。

総務部長 それぞれの各自治会で使われる物については、当然、自治会のほうで保管していただくと、このように思います。ただ、ここの建物のなかで使う備品関係とか、そういったもの、例えば地元でストーブとか買われましたらそういった物を、夏場はなおしておくということになれば、こういうところを使ってもらってもいいのかなど、このような意味で申しあげたところでございますけれども、基本的には、その自治会の、その単一の自治会の備品をここに入れる、これは共通の建物でございますので、それはちょっと困るなど、このようには思います。

議 長 そこらへんも含めてね、はっきり文書化して、いっぺん委員会に出してくださいや。

委員長 文書化できますか。 西本総務部長。

総務部長 文書化するように考えます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(2) 災害時における医療救護活動に関する協定の締結について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 災害時における医療救護活動に関する協定の締結について、ご報告申し上げます。それでは、資料2をご覧ください。災害時における医療救護活動に関する協定につきまして、ご報告申し上げます。

まず、1. 協定の名称は「災害時における医療救護活動に関する協定」でございます。

次に、2. 協定の趣旨でございますが、東日本大震災、台風12号災害

の甚大な被害を踏まえて、全国的に防災のあり方を見直す気運が高まるなか、本町におきまして、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合において、迅速に応急救護体制を整えるとともに、混乱を防止し、被災者の救援活動を円滑に行うため、本町と斑鳩町医師会との協働により、町民の生命を守るという強い意志のもと、災害時における医療救護活動に関する協定を締結させていただくものでございます。

この協定の締結によりまして、医師の確保並びに救護所への迅速な派遣、医療資器材の確保、また、奈良県や日本赤十字社などの医療派遣チームとの円滑な連携等が期待できるものでございます。

次に、3. 協定の相手方は、斑鳩町医師会でございます。

次に、4. 協定の締結日は、平成24年3月22日を予定しております。

それでは、5. 協定の概要についてご説明をさせていただきます。

まず、1. 目的（第1条関係）は、医療救護活動を円滑に行うため、必要な事項を定めることを目的としたものでございます。

次に、2. 災害時医療救護活動計画の策定（第2条関係）でございますが、町は医師会と協議しながら、医療救護の基本となる医療救護活動計画を策定するものでございます。

次に、3. 医療救護活動の要請（第3条関係）でございますが、町は医療救護活動を実施する必要が生じた場合に、医師会に要請するものでございます。

次に、4. 救護所の設置（第4条関係）でございますが、町は避難所等に救護所を設置するものです。

次に、5. 医療救護活動の実施（第5条関係）でございますが、医療救護班は医療救護活動計画に基づき医療救護活動を行うものでございます。

次に、6. 指揮（第6条関係）でございますが、救護所の運営管理は町が行い、医療救護活動に関する指揮は医療救護班の責任者が行うものでございます。

次に、7. 連絡体制（第7条関係）でございますが、医療救護活動における町と医師会の連絡体制について規定しています。

次に、8. 医薬品の供給等（第8条関係）でございますが、町は、医薬品及び医療資器材の供給について必要な措置を講じます。また、医療救護

班が携行した医薬品等にかかる費用は、町が負担することとしております。

次に、9. 後送医療施設への搬送（第9条関係）でございますが、町は、後送医療施設への搬送について必要な措置を講じることとしております。

次に、10. 医療費（第10条関係）でございますが、傷病者の自己負担は、原則として無料としています。

次に、11. 関係機関への要請：第11条関係でございます。町は、被災状況等に応じて、奈良県他関係機関に医療救護班の派遣を要請します。

次に、12. 医事紛争発生の措置（第12条関係）でございますが、町は、医師会と緊密に連携し、速やかに原因調査等を調査し、町が自己の責任と負担によりその処理に当たるものとします。

次に、13. 実費弁償（第13条関係）でございますが、奈良県災害救助法施行細則第11条で定める日当を勘案して定める額を支給させていただきます。

次に、14. 損害補償（第14条関係）でございますが、災害救助法の規定に基づく扶助金の例により支給をいたします。

次に、15. 有効期間（第15条関係）でございますが、この協定の有効期間を規定しています。

最後に、16. 協議（第16条関係）でございます。この協定に定めのない事項等は、協議して決定をいたします。

なお、医療救護活動の基本となる災害時医療救護活動計画の策定及び医療救急セット等の備蓄につきましては、今後、医師会と協議しながら決定してまいりたいと考えております。

以上、災害時における医療救護活動に関する協定の締結についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長

ないようでしたら、私のほうから1点だけちょっと確認させていただきたいですが、⑬の「救助法施行細則第11条で定める日当を勘案して」と、

これだいたい何ぼぐらいの金額が出てるわけなんですか。

黒崎総務課長。

総務課長 具体的な金額でございますが、医師は1日17,400円、看護師は1日11,400円以内とされております。

委員長 わかりました。他、よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
次に、(3)投票所の変更について、理事者の報告を求めます。
黒崎選挙管理委員会書記。

選挙管理委員会書記 3. 各課報告事項の(3)投票所の変更についてご報告申しあげます。
現在、選挙執行時における投票所として、斑鳩町立あゆみの家を第4投票所として指定しているところでありますが、当該投票所の投票環境等について、斑鳩町立あゆみの家の南側進入路は急勾配のため、高齢者や車椅子利用者は一人では上りきれない、正門から建物まで園庭を横断しなければならないが、雨天時にはぬかるみができ、車椅子の通行が困難となるなど、投票者からご意見をいただいているところでございます。このようなご意見をいただいている中、有権者に投票しやすい環境を整えるとともに利便性の向上を図るため、斑鳩町総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩に変更いたしたく報告させていただくものでございます。投票場所は、1階の機能回復訓練コーナー・作業コーナーを考えております。

なお、第4投票所の変更につきましては、近隣自治会等に十分説明を行うとともに、有権者には周知徹底を図り、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、(3)投票所の変更についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 単純に場所の変更だけというふうに理解していいんですかね。そこに投票に来る、投票所のエリアですね、それは変更はしないということですかね。

選挙管理委員会書記

今回、その投票所の変更でございまして、投票区の変更はございません。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員 投票しやすい環境ということで、今回、こういう形でされたんですけれども、他の地域において、こういった箇所があったならば、やはり、そのへんを調査していただいてね、またこういう他のとこにするとかいう形が望ましいかなとも思うんですけれども、そういう調査はされていないんですか。

委員長 西本総務部長。

総務部長 調査といたしますか、住民さんからの申し出、特に紅葉ヶ丘のほうでは、そういった意見はもう以前からございますけれども、ただ、その紅葉ヶ丘の第3投票所の関係につきまして、西公民館のほうへという投票区の変更を検討したこともございますけれども、やはり地元の自治会のほうから第3投票区そのまま置いておいてほしいということもございましたので、今段階では同じように、第3投票所を紅葉ヶ丘集会所に設定させていただいております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、（４）奈良県及び市町村職員の相互派遣実務研修について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

各課報告事項の（４）奈良県及び市町村職員の相互派遣実務研修についてご報告申しあげます。

県と市町村はそれぞれの行政役割を担っておりますが、他の組織との交流を行うことで、それぞれの組織の活性化に役立てるため、奈良県及び市町村職員の相互派遣実務研修に関する要綱に基づく研修を、今回実施するものでございます。

この研修は、県と市町村が若手職員を相互に派遣することで、行政の日常の実務を通じて必要な専門的知識の習得や能力開発を行い、もって県及び市町村行政の適正かつ能率的な運営とその健全な発展及び活性化に資することを目的に行うものでございます。

現在、この研修実施に向け、奈良県と協議を進めているところであり、当町からの派遣職員は、都市整備課 主事 関元佑治、派遣期間は平成24年4月から1年間、県での配属先は現在未定でございます。

なお、県からの派遣職員につきましては、1名派遣される予定であります。氏名等につきましては、現在のところまだ決定がされておられません。

以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

（ な し ）

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

他に理事者の方からなにか報告しておくことはございませんか。

面卷企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、企画財政課のほうから1点ご報告がでございます。

競争入札において実施する郵便による入札の対象案件の拡大につきまして

てご報告をさせていただきます。

本町では、平成15年5月1日に斑鳩町郵便入札試行実施要領を制定しまして、設計金額が3,000万円を超える建設工事を対象に郵便入札を試行実施してきたところではありますが、入札・契約制度の透明性の確保、入札事務の効率化及び移動コストの低減等を図ることを目的として、その対象につきまして、予定価格を事前公表します建設工事及び業務委託に係るすべての競争入札までに拡大してまいりたいと考えているところでございます。

なお、本制度の導入につきましては、平成24年6月1日とし、この日以降に入札公告または指名通知を行った入札案件から適用してまいりたいと考えております。

以上、競争入札において実施する郵便による入札の対象案件の拡大につきましてのご報告といたします。よろしく願いいたします。

委員長 今の報告について、何か質疑ございませんか。
木澤委員。

木澤委員 私わからないんで、おしえてほしいんですけども。今、予定価格を公表している入札については、公表していない入札の分野が何個ていう言い方していいのかわからないんですけども、いくらあって、どう違うのかお尋ねしたいんですけども。

企画財政課長 現在、予定価格を公表しておりますのは、建設工事と委託業務にかかる部分について予定価格を公表している段階でございます。これらにつきましては郵便入札も可能ということで考えておりますので、それらの案件を全て郵便入札でやっていくことによって、事務の軽減や、また応札に来られる方の移動コスト、こういったものを軽減してまいりたい、というように考えております。

木澤委員 他に、物品購入なんかも入札でやっておられると思うんですけども、それは予定価格は公表されていないというふうに思うんですけども。そ

の、公表することの利点で言うんですかね、その、私ちょっと素人考えなんですけれども、例えば、物品購入とか、他の分野については、なぜ公表しないのか。その違いをちょっとおしえてほしいんですけれども。

企画財政課長 現在、公表しております、建設工事であったり、業務委託につきましては、仕様書等に基づきまして、いわゆる予定価格、設計書ですね、設計書に基づきまして、予定価格を決定しております、それを事前公表することによって、その価格以下で競争ができるだろうということ考えて行っているところでございますが、物品等につきましては、それぞれオープン価格とか、それぞれ特約店とか、そういったものがございますので、なかなか適正な予定価格というのが計りしれないところもございますので、どこの団体を見ましても予定価格を公表していない状況でございますので、今、うちにおきましても、現時点では予定価格を公表していないところでございます。

木澤委員 今回、特に予定価格を公表しない入札で、落札率が100%のものがあるということについて、いろいろ予算委員会なんかでも指摘がありましたけれども、物品購入なんかで予定価格を公表しないで入札をして、落札率が100%になっているというような入札というのは、例えばこの1年間を見るとあったんでしょうかね。

企画財政課長 私がやります、この1年間ではそういった状況ではございませんでした。

木澤委員 そうすると、予定価格を公表しないやり方で、しっかり競争原理が働いているということで理解しておいたらいいんですかね。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 黒崎総務課長。

総務課長

総務課のほうから2点報告事項ございます。失礼いたします。

1点目でございますが、消防ポンプ自動車の一般競争入札、インターネットオークションについてのご報告でございます。

斑鳩町消防団第3分団消防ポンプ車の更新につきましては、昨年9月議会において議決をいただき、昨年12月に買替えを行いました。昨年の12月9日の入魂式には、議長様をはじめ総務常任委員会委員の皆様にはご臨席を賜り、まことにありがとうございました。

さて、第3分団ポンプ車買替えに伴う旧ポンプ車の処分についてでございますが、予定価格を200,000円とし、インターネットオークションによる一般競争入札を今年2月23日に行いましたところ、4者、3つの法人、1個人が入札に参加され、東京都の法人が421,000円で落札されました。現在、車両引渡しに向けて事務を進めているところであります。

以上、消防ポンプ自動車の一般競争入札、インターネットオークションについてのご報告とさせていただきます。

続いて2点目でございますが、公用車の買い換えについてご報告を申し上げます。

先の予算決算常任委員会で、公用車の買い換えについてのご指摘がございました。平成24年度一般会計予算、総務費、総務管理費、一般管理費、備品購入費に公用車購入に係ります経費として400万円を計上させていただいておりますことについて、その内容をご報告させていただきます。

主に選挙時の啓発用自動車として使用しておりました総務課所管のトヨタカローラステーションワゴンにつきましては、故障して動かなくなり、購入から17年以上経過し、老朽化が激しいことから、廃車をいたしております。

当該車両の廃車に伴い、現在、総務課で管理しておりますトヨタカローラフィルダーを選挙時の啓発用自動車として置き換えて使用するとともに、平成24年度予算におきましては、カローラフィルダーの代わりに、環境に配慮したハイブリッドカー・トヨタエスティマを購入したいと考えております。

まず、車種の選定でございますが、これまでも各種研修やイベント等の際には、多人数また積載力のあるワンボックスタイプの希望がございました。そういったことから、乗車定員、積載性にも優れていること、また環境に配慮した車両であることからハイブリッドカー・トヨタエスティマを考えているものでございます。

以上、公用車の買い換えについてのご報告とさせていただきます。

委員長 今の報告に対して、何か質疑ございますか。
宮崎委員。

宮崎委員 トヨタカローラステーションワゴンの代わりって、人数えろ乗れるって、その利用っていうか、人数が多かったらなにか、多くするという理由は何かあるんですかね。

町 長 人数多いというのか、研修とかそういう点で、仮に議会の研修とかありましたら、やっぱり2台で行けば行けますから、あるいは、そういう点で職員の関係等についても奈良県内でいけるところはそういう点をご利用すると。今現在のエスティマも大槌町にも行ったこともありますし、いろいろ関係の担当の部署で要る場合は、やっぱり遠方へですね、小田原とか、あるいは松山とかああいうところには、そういう物品を運んでいきますから、そういうものを利用するとかいうことで、今度、ハイブリッドカーというのか、環境にやさしいということで予算化させていただくということでございます。

委員長 よろしいですか。他ございませんか。

(な し)

委員長 他に理事者の方からなにか報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、各課報告事項については、以上で終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 先日の同僚議員の一般質問で、教育長が答弁をされていた点がちょっと気になったので、この場をお借りして、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども。日の丸、君が代の問題ですね。そのとき、教育長、「教職員が起立しないことにより、自分の思想を守ろうとしたそういうことが、その教職員を信頼する児童・生徒に教職員みずからの思想を押しつけるというこということになるのではないか、というふうな懸念を持っている」という発言をされているんですけれども。これはちょっと私、憲法の解釈が間違っているんじゃないかというふうに思うんですけれども。
教育長の見解をお尋ねしたいと思います。

委員長 清水教育長。

教育長 日の丸、君が代とおっしゃいましたが、正確には国歌・国旗でございますので、その点よろしく願いいたします。

憲法の解釈を私が誤っているということでございますけれども、今おっしゃっている憲法は第19条のことをおっしゃっていると思うんですけれども、その解釈を誤ったために、前回の発言になったということは考えておりません。

木澤委員 第19条でですね、思想・良心の自由を侵してはいけないというふうに述べられていることに対して、その教職員が自分の思想・良心の自由を守ろうというふうにして行うことが、それが他人の権利を侵害すると。子どもたちに押し付けるというような発言だというふうに私はとったんですけれども。

教育長 教員がどういった思想を持って、どういった信条で、生きていくかとい

うことについて、いちいち私がとやかく言う筋合いはないと、それはその通りだと思っんです。ただ、教育現場におきまして、国旗の掲揚・国歌の斉唱、今日も中学校の卒業式がございましたけれども、ああいった場でですね、教員が教育指導要領に定められている要領を無視して、起立しないとか、国歌を斉唱をしないということについては、いかがなものかと。例えば、そういう教員を今までずっと慕っておった児童・生徒がですよ、こういう当然、卒業式、入学式に起立しない教員を見た場合、どう考えるのか、いうことをごさいますて、なぜあの人立たないのか、その卒業式には全員で、国旗を掲揚して、国歌を歌うという形で定められている、これずっと昔からそういう流れで来ているわけですから。当町でのことを言っているのと違いますよ。もしそういう教諭が、昨日も大阪市内の公立中学校で、2校で1名ずつですか、起立しないという先生がおられたそうですけれども。そうした姿勢を示すことができますね、自分の主義・主張をそこで主張していると。そのことによって、子どもたちが一定の影響を受けるんじゃないかと、そういう懸念がありますよと。そういう意味で申しあげたのであって、もっと言いますと、やはり児童・生徒にそうした思想・信条の大切さを教えるのは重要だと思いますよ。で、そういうおしえるためには、他の人たちの思想・信条についても尊重していくべきだということは、当然おしえるべきだとは思ひし、それと同時に、自分の思想・信条のために、他の方々の権利を侵害してはいけないということも同時におしえていかなければいけないというのは当然ごさいます。

で、そうした国旗・国歌の斉唱をする場合に、自分の思想・信条を理由にですね、教師が学校の教育活動に反対するというのはいかがなものかということをごさいます。逆に、そういった生徒に、そういった卒業式であるとか、入学式に「児童生徒、起立」といった場合に全員が立つわけですよ。そういった肅然とした雰囲気の中で行われるなかで、全員がそういうって毅然として立つ、当たり前立つ、それが望まれるのであって、そこで教員がひとり座っていると異様なことになるわけでありますので、そのことについて、生徒は「何でやろう」というふうに考えるというのは当然出てくるだろうと思ひるので、そのことが、ややもすると、あの先生でもこういうふうに座っておられるのだから、そうしたら、私もこう考えた

ら座らんなあかんねんみたいなね、強迫観念にかられる可能性もないとは言えないでしょう。そういうことを危惧する、そういう意味で申しあげたのです。

木澤委員　子どもが影響を受けるということがないとは、確かに言い切れないというふうに思うんです。ただ、当然、教員だって人間ですし、その自分の思想・良心の自由を守るという権利を持っていますので、そのこのところは、今、教育長いろいろおっしゃいましたけれどね、整理をして考えていただきたいなど。それとですね。

教育長　今、木澤委員さんがおっしゃっている「整理をして考えていただく」という意味がちょっと分からないですけれども。私は、あくまでも、学校現場で、そういった教育の場で、整然と当たり前当然として、国旗を掲揚して、国歌を歌うということについては、ふるさとを愛して、自分の家族を愛して、国を愛していく心を育むためには、当然必要であるというふうに考えておりますので、そうしたことについて妨害をする者がおればですね、それは教育長として毅然とした態度をとる必要があるだろうというふうに考えているところがそういうふうに申しあげたということで、整理をして考えたうえでの発言であるということでご理解を賜りたいと思います。

木澤委員　今、「妨害をする」というふうにおっしゃったんですけれども、教員がその自分の思想・良心の自由を守ろうということで起立しないということで、今いろいろ全国的にも裁判になったりという事例がありますけれども、裁判員の判決でも「妨害をすることにはあたらない」という判決が出ています。でですね、私、あんまりこれ以上議論しても結論出るものだとは思いませんので、意見だけね、申しあげておきたいと思うんですけれども。そもそもですね、国旗掲揚の際の起立や君が代の斉唱というのを強制するということがあってはいけないと、国家の思想を個人に押し付けるということがあってはいけないと、いうふうに私は思っています。で、日の丸を国旗、君が代を国歌にするというのは、確かに法律では決まったことですがけれども、日の丸というのは、日本が行った侵略戦争のシンボルになった

ものです。で、君が代は、天皇を讃える歌だということで、未だにそれを受け入れがたいという人たちがたくさんいるんです。ですから、その国旗・国歌を法律で決めたときに、その当時の内閣もですね、国民に対して義務付けを考えていないというふうに、はっきりと国会で答弁しています。そういう人たちもいるということもぜひ考えていただきたい、ということだけ申しあげておきたいと思います。

委員長 それでよろしいか。

木澤委員 はい。

委員長 他に、ございませんか。 嶋田議長。

議 長 私の所属する団体の女性3人の方が、町立の図書館へ行かれまして、本の貸し出しをされたと、されるについては、受付いうんですか、カウンターいうんですか、そこへ行かれたと。そうしたら男の職員の方がコンピュータの画面を見て、貸し出しの業務を一切してもらえなかったと。そこで、その職員の同僚の方が来られて、「ちゃんと受け付けせなあかんやないか」と言われときに、「私はコンピュータ専門で雇われていますねん」と、そういうふうに職員どうしの会話が聞こえてきたと。ほんで、その男性職員は、毎日ほどにコンピュータの画面をずっと見いつてはると。予算決算常任委員会のために、専門の臨時職員は雇ってないと、そういうふうな答弁でしたけれども、職員どうしの話で、「私はコンピュータ専門で雇われてんねん」と、いうことを所管の課が知らないということは、図書館の責任者が自分の職権でもって、その方を雇っておられるというふうに考えていわけなんですか。

委員長 清水教育長。

教育長 確かに、予算決算常任委員会、図書館にそういうコンピュータ専門の臨時職員を雇っているのかということで、課長がそういう専門の職員は雇

っていないという答弁を差し上げております。で、今、お話をお伺いするなかで、もし、そういったことが事実であれば、当然、その職員の思い違いでありますし、コンピュータだけであそこに雇用しているわけではございませんので、その事実確認、もしそうであれば、当然、注意等していくべきだというふうに考えております。

議長 別に図書館だけでなしに、斑鳩町全部で、そういう専門の職員は雇っておられないという答弁はいただいております。何も図書館だけのことを私は言ってません。それと、今言ったように、本の貸し出しに来られて、対応できない、利用者に迷惑をかけている、そういう職員がいること自身が、具合悪いと思います。職員の教育、臨時職員であっても、教育をちゃんとしていただきたい。それと職員どうして話しておられる、利用者に私はコンピュータ専門やねんと、そういうふうな、逃げ口上やなしに、職員どうして言うておられるということは、その方は自分はコンピュータ専門できているんやと、そういう認識なのだと思います。そこらへん事実関係、本当にそういうことで雇われているのか、一般職で雇われているのか、そこら辺の事実関係は調査してください。

それともうひとつ、今日の報告事項のなかで、文化振興財団事業計画の報告について、これはご報告していただけないわけですか、この委員会で。

委員長 西本総務部長。

総務部長 この報告につきましては、当初の初日、3月議会の初日に報告をさせていただいて、報告を聞いたということで、ご了承いただいたというふうに理解をしております。で、各委員会では今までも報告はしていなかったように思っております。

議長 あのね、今年度ですか部長になられてね、何も引き継ぎされてないんかどうかわかりませんが、この文化振興財団、いかるがホールの指定管理者にするときに、任期は1年ごとやということで最初出発しました。そして任期を3年にしてくれということで、その代わりに、毎年、委員会

に、総務常任委員会に報告させていただきますということで、今まで本会議場での報告もありましたけれども、この委員会でも報告していただいております。あのそら、理事者側にしたら、二重で、もう二重の手間かかることだと思われるかもしれませんが、そういうことで、やっております。当時の会議録、また読んでください。

委員長 面卷企画財政課長。

企画財政課長 指定管理者の報告なんですけれども、6月の常任委員会のほうで、財団の決算を受けた段階で毎年報告させていただいているところです。すみません。

議長 そうですか。そうしたら、6月に報告いただけるわけなんですね。わかりました。それは私の勘違いです。えらいすいませんでした。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時 5分 閉会)